

令和4年1月20日

介護サービス事業所 管理者 様

川口市介護保険課長
(公 印 省 略)

介護サービス事業所の関係者が新型コロナウイルス感染症の
濃厚接触者となった場合の待機期間について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応については、全国各地でオミクロン株が拡大し、本市においても感染者数が激増するなど、予断を許さない状況が続いております。

今般、厚生労働省からオミクロン株に関する科学的知見を踏まえた通知があり、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に短縮されました。また、事業所の判断で、介護事業所の関係者が濃厚接触者となった場合の待機期間を、一定の要件を満たした上で最短6日間とすることができる旨が示されました。つきましては、本市においても同様の取扱いとしましたので、周知いたします。

記

1 待機期間の取扱い

①フローチャート図（濃厚接触者の待機期間について）

②川口市保健所ホームページ

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/020/sinngatakorona/36156.html>

③厚生労働省通知（令和4年1月19日一部改正事務連絡）

2 対象者

高齢者等、特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者
(介護サービス事業所全サービスが対象)

■担当

川口市 福祉部 介護保険課 事業者係

TEL : 048-259-7293(直通)

FAX : 048-258-7493

MAIL : 087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp